

(平成23年10月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月25日から27年10月9日まで
② 昭和28年2月17日から同年9月12日まで
③ 昭和29年1月20日から31年4月14日まで
④ 昭和31年8月1日から同年9月30日まで
⑤ 昭和31年11月10日から32年5月21日まで
⑥ 昭和32年6月20日から同年10月30日まで
⑦ 昭和34年7月1日から同年11月30日まで
⑧ 昭和34年12月1日から36年2月20日まで

脱退手当金制度について、会社側から説明を受けた記憶は無く、脱退手当金の申請書に記入又は押印をしたことは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和36年2月20日）から約1年後の昭和37年3月9日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間⑥と⑦の間にある株式会社Aの被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。当該未請求期間は、申立期間である7つ（申立期間①から③までの期間及び申立期間⑤から⑧までの期間）の被保険者期間と同一の記号番号で管理されているにもかかわらず、それが計算の基礎とされていないのは、事務処理上不自然であり、申立期間⑥（4か月）及び⑦

(4か月)よりも被保険者期間が長い当該未請求期間(9か月)を、申立人が失念するとも考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額の記録については、52万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、平成21年1月1日から同年8月14日までの期間について、標準報酬月額決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける21年1月から同年7月までの標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月12日
② 平成17年3月1日から21年8月14日まで
株式会社Aで厚生年金保険に加入していた期間の標準賞与額及び標準報酬月額が実際の支給額と相違しているため、支給額に合わせて年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年3月1日から21年8月14日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録

訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成17年3月1日から21年1月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年1月1日から同年8月14日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

申立人は、各申立期間の標準賞与額及び標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成17年3月1日から21年1月1日までの期間については、特例法に基づき標準賞与額及び標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準賞与額及び標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準賞与額及び標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、申立人が所持する賞与明細書で確認できる厚生年金保険料額及び賞与額から、平成17年12月12日を52万5,000円とすることが妥当である。

なお、当該賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届によれば、当該賞与額は43万円で届け出られていることが確認できることから、事業主は上記賞与明細書で確認できる賞与額又は保険料控除額に見合う賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成21年1月1日から同年8月14日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると24万円と記録されている。しかし、申立人が所持する給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが認められる。

したがって、申立人の株式会社Aにおける平成21年1月から同年7月までの標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②のうち、上記の記録訂正の対象となる期間以外の期間については、厚生年金保険料額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の低い方の額がオンライン記録を上回っておらず、特例法による記録訂正の対象とならないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和44年8月20日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を47年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、44年8月は3万円、47年2月は5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月20日から同年9月1日まで
② 昭和47年2月21日から同年3月6日まで

A株式会社本社と同社C支店との間を転勤した際の年金記録に、2回の空白期間が生じていることが分かった。

昭和48年4月に関連会社に異動するまで、A株式会社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B株式会社が保管している人事資料から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和44年にA株式会社C支店から同社本社に異動、47年2月21日に同社本社から同社C支店に異動）、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①の異動日については、申立人は、昭和44年8月中にA株式会社本社に異動したと記憶しているところ、同社C支店における資格喪失日は、同年8月20日となっていることから、同社本社における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社における昭和44年9月及び同社C支店における47年3月のオンライン記録から、44年8月については3万円、47年2月については、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者記録の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、当該期間のうち、平成4年10月から5年6月までの期間は13万4,000円、7年11月から8年9月までの期間は17万円、同年10月から9年8月までの期間は18万円及び同年9月から12年9月までの期間は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月1日から5年8月1日まで
② 平成7年11月1日から12年10月1日まで

ねんきん定期便によると、株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が、当時、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書及び源泉徴収票により確認又は推認できる厚生年金保険料額から、申立期間のうち、平成4年10月から5年6月までの期間は13万4,000円、7年11月から8年9月までの期間は17万円、同年10月から

9年8月までの期間は18万円及び同年9月から12年9月までの期間は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与支給明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成4年7月から同年9月までの期間の標準報酬月額について、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、申立人が所持する給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料額から13万4,000円と認められ、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成5年7月の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書の総支給額から8万円であることが認められ、オンライン記録により確認できる標準報酬月額12万6,000円より低額であることから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は24万円、同年12月15日は20万3,000円、16年6月15日は28万3,000円、同年12月15日は25万5,000円、17年6月15日は27万円、同年12月15日は32万8,000円、18年6月15日は27万7,000円、同年12月15日は30万7,000円、19年6月15日及び同年12月17日は30万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年6月15日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年6月15日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年6月15日
⑧ 平成18年12月15日
⑨ 平成19年6月15日
⑩ 平成19年12月17日

申立期間①から⑩までについて、勤務していた株式会社Aから支給されていた夏、冬の賞与の記録が確認できないが、私が所持している賞与明細書及び振り込まれた口座の取引明細表のとおり、賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたので、各申立期間における賞与記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑩までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人から提出された賞与明細書及び普通預金の取引明細表により、申立人は、平成15年6月16日は24万円、同年12月15日は20万3,000円、16年6月15日は28万3,000円、同年12月15日は25万5,000円、17年6月15日は27万円、同年12月15日は32万8,000円、18年6月15日は27万7,000円、同年12月15日は30万7,000円、19年6月15日及び同年12月17日は30万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑩までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は36万6,000円、同年12月15日は33万6,000円、16年6月15日は46万7,000円、同年12月15日は54万5,000円、17年6月15日は54万6,000円、同年12月15日は62万2,000円、18年6月15日及び同年12月15日は50万円、19年6月15日は56万2,000円、同年12月17日は51万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年6月15日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年6月15日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年6月15日
⑧ 平成18年12月15日
⑨ 平成19年6月15日
⑩ 平成19年12月17日

申立期間①から⑩までについて、勤務していた株式会社Aから支給されていた夏、冬の賞与の記録が確認できないが、私が所持している賞与明細書のとおり、厚生年金保険料が控除されているので、各申立期間における賞与記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑩までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、平成15年6月16日は36万6,000円、同年12月15日は33万6,000円、16年6月15日は46万7,000円、同年12月15日は54万5,000円、17年6月15日は54万6,000円、同年12月15日は62万2,000円、18年6月15日及び同年12月15日は50万円、19年6月15日は56万2,000円及び同年12月17日は51万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑩までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A本社における資格取得日に係る記録を昭和33年10月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月7日から同年11月1日まで

昭和33年4月に株式会社AのB支店から同社C支店へ支店長として異動し、赴任後、病気で半年ぐらい入院したが、入院中に同社本社への異動辞令が出たため急いで引っ越した記憶があり、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の同僚の証言及び事業主の回答から判断すると、申立人は、株式会社Aに継続して勤務し（昭和33年10月7日に株式会社AのC支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る株式会社A本社における昭和33年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付していたと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成7年12月4日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年10月及び同年11月の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月26日から8年9月1日まで

株式会社Aに継続して勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間において、株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日とされていた平成7年10月26日より後の同年12月4日付けで、同年4月30日に遡及処理され、その後、23年6月24日付けで、年金事務所において、7年10月26日に職権訂正されていることが確認できる。

また、申立人と同様に資格喪失日を遡及処理され、その後当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日とされていた日を資格喪失日として職権訂正された者が相当数みられる。

さらに、オンライン記録によると、株式会社Aは、平成7年10月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がなされていたが、商業登記簿謄本によると、同日において当該事業所は法人事業所であり、適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事

業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人について、当該被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、上記資格喪失日の遡及処理が行われた平成7年12月4日であると認められる。

なお、平成7年10月及び同年11月の標準報酬月額については、同年10月の定時決定の記録から、20万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成7年12月4日から8年9月1日までの期間については、当該期間当時の株式会社Aの役員は、「当時、厚生年金保険料を給与から控除していなかった。」と回答している上、申立期間当時の同僚8人に照会したところ、回答のあった4人のうち2人は、当該期間において厚生年金保険料を給与から控除されていなかったと回答していることから、当該期間は給与から保険料が控除されていなかったことが推認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、当該期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を全て納付していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年8月15日であったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和19年8月から20年7月までの標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月10日から20年8月15日まで

私は、昭和17年4月にA株式会社（現在は、B株式会社）C工場に入社し、工場の疎開によって19年8月からは同社D工場勤務となり、終戦まで勤務した。

勤務場所は違うが、同じ会社に継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社C工場（以下「C工場」という。）における勤務状況及び疎開した同社D工場（以下「D工場」という。）に係る説明は具体性があり、また、申立人と同郷である複数の同僚は、申立人は、昭和17年にC工場に入社し、工場の疎開により19年にD工場へ異動し、終戦まで継続して勤務していたと証言していることから、申立人が申立期間において、A株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A株式会社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録によると、申立人は、昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者資格を取得し、19年8月10日に被保険者資格を喪失しており、工場の疎開により異動したD工場における勤務期間の加入記録が無いものの、上記の複数の同僚は、オンライン記録によると、17年6月1日に労働者年金保険被保険者資格を取得し、

20年8月15日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、D工場において勤務していた期間も被保険者記録が継続していることが確認できる。

さらに、A株式会社に係る被保険者名簿により、昭和17年4月から同年7月までの期間に被保険者資格を取得している80名中、同被保険者名簿で被保険者資格の喪失日が確認できた65名のうち、複数の同僚の証言により、C工場からD工場に異動した者は20名（昭和18年4月に異動した者9名、19年8月に異動（申立人を含む。）した者11名）確認できる。18年4月に異動した同僚9名のうち7名については、オンライン記録によると、被保険者資格の喪失日が20年8月15日又は同年8月31日となっており、D工場へ異動後の期間も加入記録が確認できる。また、19年8月に異動した11名のうち4名については、オンライン記録により、D工場へ異動後の期間の加入記録が確認できるが、7名については、被保険者名簿上、i)被保険者資格喪失日が未記載等のため、オンライン記録自体が確認できない者2名、ii)被保険者資格喪失日が同年8月となっており、D工場への異動後の期間の加入記録が確認できない者4名（申立人を含む。）、iii)D工場への異動後の期間の記録が被保険者資格取得日のみで、資格喪失日が未記載のため、C工場に勤務していた期間の加入記録のみとなっている者が1名となっている。

加えて、A株式会社に係る被保険者名簿について、日本年金機構E事務センターは、「当該事業所を管轄していたF社会保険事務所（当時）が管理していた名簿等の多数が、昭和28年の火災により焼失したとされている。被保険者名簿に関しては、様式が整っていないことや、資格取得日が時系列に管理されていないことから、通常の事務処理において作成、使用されたとは考え難く、後年に他の資料を元に復元された可能性があると考えられる。」旨回答しているところ、前述のとおり、当該事業所の被保険者の加入記録が完全に復元されているとは言い難いものとなっている。

以上の事実を前提にすると、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年8月15日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の当該期間の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、30円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から58年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年9月から58年6月まで

父から将来のため国民年金には是非加入しなさいと勧められ、加入した。国民年金保険料は、初めは納付書により1か月分ずつ最寄りの金融機関を通じて納付していたが、途中から口座振替で1年分の前納を繰り返していた。

国民年金の加入記録をみると、加入早々から22か月も未納とされており納得できない。申立期間を保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年9月の加入早々から22か月も未納とされており納得できないと主張しているところ、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、同名簿の作成時期として「60.10.8」と印字されていること、及び申立期間直後の58年7月から60年3月までの21か月分の保険料に係る納付書が同年10月23日に発行された記録となっていること等から、申立人は、同年10月頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられるが、この時点では、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することができず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、上記被保険者名簿によれば、申立期間直後の昭和58年7月から59年3月までの国民年金保険料が加入手続を行ったとみられる時期に当たる60年10月31日に過年度納付されていること等を踏まえると、申立人は、加入手続を行ったとみられる時期において保険料の納付が可能であった申立期間の直後の期間以降分から保険料の納付を始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間の当初は1か月分ごとに国民年金保険料を納付書で金融機関を通じて納付し、その後は口座振替で納付したとしているところ、申立期間当時、A市では3か月分をまとめて納付する方法が採られ、1か月ごとに納付する方法が採られた時期は昭和61年4月からである上、口座振替が開始された時期も62年4月からであり、申立人の主張と相違している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から6年3月まで

私が20歳になった時に、母親がA町役場で申請免除の手続を行ってくれた。平成5年10月6日付けの免除承認通知書を現在も保管しているので、申立期間は免除期間になっているものと思っていたが、日本年金機構から送られてきたねんきん特別便によれば、申立期間が未納の記録となっていた。

この期間は免除期間であるので、申立期間を国民年金保険料の免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及びその翌年度である平成6年度の国民年金保険料免除申請承認通知書を所持しているところ、オンライン記録によれば、申立期間については、免除期間とされていたが、平成7年7月24日に当該免除の記録が取り消されていることが確認できる。

一方、この免除申請の手続は申立人の母親が行ったものであるが、この点について母親は「夫に収入があったので、特別な理由がなければ免除されないことは承知していたが、申立期間当時は、二男（申立人の弟）の予備校の入学金や授業料で多額の負担をしていたため、国民年金保険料の支払が困難である旨を、A町役場の職員に説明した上で免除申請の手続を行った。」と説明している。

しかし、当時の申請免除の審査の基準（保険料免除基準）によれば、被保険者又は世帯主に前年分の所得税額があるときは免除しないとされており、申立人については、世帯主（父親）の標準報酬月額等から保険料免除の認定基準に該当するとは認め難く、母親が説明している事情は免除申請

が認められる特別な事情には該当せず、ほかに免除が認められる特別な事情の存在をうかがわせる事情は見当たらない。

また、B年金事務所からの回答によると、平成7年3月6日から同年3月10日にかけてC県内の社会保険事務所（当時）に行政機関による監査が入り、B社会保険事務所（当時）が管轄していたA町において平成5年度に申請免除になった案件が検査対象とされ、特別な事情を理由として承認された免除申請のうち、数十件の案件に免除が認められる特別な事情が存在しないことが指摘されたことが確認できるところ、当該指摘に係る案件の中には、免除申請の承認が取り消された日が申立人の免除記録の取消日と同様、平成7年7月24日とされているものがあることを踏まえると、申立人の当初の免除記録についても、上記経緯により取り消された可能性が高いものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から3年4月までの期間並びに同年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月から3年4月まで
② 平成3年6月及び同年7月

平成2年8月にA市役所で国民年金の加入手続を行った。その加入直後から、国民年金保険料を未納とすることはあり得ない。また、3年4月に婚姻したが、婚姻後の期間について、妻の記録が国民年金保険料の納付済期間とされているのに、私の記録は未納期間とされていることに納得できない。

これらの未納とされている期間を保険料の納付済期間に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に係る国民年金手帳記号番号が平成3年1月24日にA市B区で払い出されていることが確認できるが、申立人は、申立期間①の国民年金保険料のA市における納付場所、納付時期、納付方法等を全く覚えていないと述べており、当時の納付状況が不明である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②について、申立人は、平成3年4月の婚姻後、C市で、妻が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張するものの、妻は申立人の国民年金保険料を納付した記憶が無いと述べている上、申立人が国民年金被保険者であった全ての期間（12か月間）のうち、同年5月の国民年金保険料だけが同年9月9日に納付されているところ、オンライン記録によれば、その妻の同年5月の保険料の納付日は同年7月26日とされて

おり、申立人の保険料の納付日と一致しておらず、ほかに申立人及びその妻の保険料と一緒に納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、平成4年5月10日現在で滞納していた市民税・県民税及び国民健康保険税等のメモ（支払計画）を提出し、国民年金保険料も合わせて納付していたと主張するところ、そのメモには国民年金保険料の記載が見受けられない上、オンライン記録によれば、同年8月5日に納付書が作成されていることから、その時点まで申立期間の保険料が納付されていなかったものと推認できるなど、申立期間の保険料を納付していた事情がうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 11 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月から 58 年 3 月まで
昭和 57 年*月頃、当時住んでいた A 県 B 町で、父が国民年金の加入
手続をし、保険料も納付してくれた。
父は既に亡くなったが、申立期間当時同居していた弟の記録は問題な
いとのことなので、自分だけ未納ということは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号と A 県 B 町の国民年金被保険者名簿の記
号番号とは一致しており、当該名簿には「昭和 62 年 4 月 7 日受理」の記
載が確認できるところ、B 町役場では当該受理の日付について「昭和 62
年 4 月 7 日に国民年金加入手続を行い、57 年*月*日まで遡って国民年
金被保険者資格を取得したと思われる。」と回答していること、及び当該
名簿において昭和 58 年度以前の納付記録欄は作成されていないことを踏
まえると、申立人が加入手続をしたとみられる昭和 62 年 4 月の時点では、
申立期間の保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこと
をうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを
示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人の父親は既
に亡くなっており、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していない
ため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から42年3月まで
昭和36年4月頃、夫と一緒に国民年金に加入した。申立期間は、月々100円ずつ夫の分と一緒に納付組織に納付し、年金手帳に印をもらっていた。当時の年金手帳は手元に無いが、申立期間が未納となっていることに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫と一緒に国民年金の加入手続をしたとしているが、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年4月2日にA市（現在は、B市）において払い出され、35年10月1日に遡って被保険者資格を取得している一方、一緒に加入手続をしたとする申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、35年11月4日に申立期間当時同居していた義母及び義兄夫婦と連番で払い出されていることが確認でき、申立人の夫と一緒に加入手続をした形跡はうかがえない。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、昭和36年度から41年度までの検認記録欄には検認年月日を示す日付印が無い上、昭和42年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料は44年9月4日に一括して検認されていることが確認できることから、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出日以降に、当該期間の保険料を過年度納付したものの、申立期間の保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月1日から33年6月1日まで

私は、27歳の頃から、A事業所で働いていた。

退職の際、脱退手当金のことを説明されたことも無いし、給料以外のお金を支給されたことも無かった。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和33年6月1日）から約3か月後の昭和33年9月2日に支給決定がなされている上、支給対象期間はA事業所に勤務していた24か月で漏れがなく、支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 1 日から 44 年 1 月 21 日まで

私は、株式会社Aを退職した当時、会社から脱退手当金のことを説明された記憶は無く、脱退手当金を受給したことは無いので、申立期間が脱退手当金支給済期間とされていることに納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の請求が行われたことをうかがわせる「脱」の押印が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 44 年 1 月 21 日）から約 2 か月後の昭和 44 年 3 月 7 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 1 日から 37 年 10 月 9 日まで
日本年金機構から郵送されてきた文書によれば、A株式会社に勤務した期間については、脱退手当金が支給された記録になっているが、脱退手当金を請求した記憶は無い上、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和 37 年 10 月 9 日）から約 3 か月後の昭和 37 年 12 月に婚姻しているところ、申立人に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の備考欄には「氏名変更 39. 8. 29」との記載があり、事業所を退職した約 2 年後の 39 年 8 月 29 日になって旧姓から新姓に氏名変更されたことになると、申立期間の脱退手当金が同年 9 月 15 日に支給決定されていることからすると、脱退手当金の申請に際して氏名変更の手続がとられたと考えるのが自然である。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 10 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、A 株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額がその前の期間の標準報酬月額と比べて約半分に下がっていた。

当時、A 株式会社から B 株式会社へ社会保険のみ移籍し、保険料を減額して納付する説明が会社からあり、実際の給与からは会社負担分の保険料を含む金額が控除されていた。

当時の給与明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和 58 年 10 月 1 日に A 株式会社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に B 株式会社において被保険者資格を再取得しており、標準報酬月額については、A 株式会社において被保険者資格を喪失した時点では 22 万円であったが、B 株式会社において被保険者資格を再取得した時点では、11 万 8,000 円とおおむね半分の額となっている。

一方、申立人から提出された給与支払明細書をみると、申立期間についても A 株式会社の社名が記載されている上、おおむね 22 万円を超える給与が支払われ、標準報酬月額 22 万円又は 24 万円に基づく厚生年金保険料額が控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間当時に A 株式会社及び B 株式会社の両社の代表取締役であった者は、会社の資金繰りが悪化したため、A 株式会社において厚生年金保険被保険者資格を取得していた従業員全員について、被保険

者資格を喪失させ、B株式会社において、実際に支払う給与額よりも低い報酬月額を届け出て、被保険者資格を再取得させたとしている上、当該一連の事務処理については従業員組合との団体交渉において説明したとしている。

また、オンライン記録によると、申立期間にA株式会社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、B株式会社において被保険者資格を再取得した者は申立人を含めて72名いるところ、再取得後の標準報酬月額は全員が下がっており、再取得後の標準報酬月額に基づいて控除されるべき保険料総額は、A株式会社における標準報酬月額に基づく保険料総額の約2分の1の額となっている。

さらに、複数の同僚は、申立期間当時に給与から控除されていた保険料は、事業主負担分も含めた金額となっていたことを知っていたと述べている。

以上のことから、A株式会社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、B株式会社において再取得した被保険者については、標準報酬月額が下がったものの、保険料は従前どおり控除され、本来事業主が負担すべき保険料も負担していたことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間当時は従業員組合の執行委員であったとしているところ、会社の説明会で「保険料を減額する。」旨の説明は受けたものの、事業主負担分も合わせて給与から控除されていたことは、当時は知らなかったとしている。

しかし、上記複数の同僚のうち1名は、申立期間当時は従業員組合の一般組合員であったとしているところ、事業主負担分も合わせて保険料を控除することについて、会社から説明を受けたと証言しており、ほかに申立人が当該事実を知ることが困難な状況にあったと認められる事情は見当たらないことから、申立人は当該事実について知り得る状態であったと認められる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号。以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書きでは、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書きの規定に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 2 月 1 日まで
厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、株式会社Aに勤務していた昭和 47 年 10 月 1 日から 49 年 3 月 26 日までの期間のうち 47 年 10 月 1 日から 48 年 2 月 1 日までの期間が未加入期間となっていた。

専門学校を卒業した昭和 47 年 10 月から当該事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が株式会社Aに勤務していたことは推認できるものの、勤務を開始した時期を特定することができない。

また、当該事業所は平成 18 年 2 月 20 日に解散しているところ、解散時の清算人は、「既に書類は廃棄しており、申立人に関する記録は確認することができないが、当時は、中途採用者には3か月間ほどの試用期間を設けていた。」と回答しており、元同僚も、「中途採用者の場合、厚生年金保険に直ちに加入させていなかったと思う。」と述べていることから、当該事業所では、中途採用者について、入社後直ちに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、当該事業所における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、被保険者資格の取得日は昭和 48 年 2 月 1 日となっており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人は、「勤務先は、姉妹店である株式会社Bであったかもしれない。」と述べているが、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらない上、申立期間において健康保険の整理

番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 3 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 56 年 1 月から同年 12 月まで

申立期間①については、株式会社Aにおいて、配達員として勤務していた。

申立期間②については、株式会社Bに勤務していた。

しかし、いずれの期間も厚生年金保険の記録が見当たらないので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主及び同僚の証言から、勤務期間を特定することはできないが、申立人が株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「賃金台帳等の資料は無く、申立人の厚生年金保険の加入状況については分からない。」としている。

また、事業主は、「配達業務の従業員には試用期間を設けていたので、入社後すぐには厚生年金保険に加入させなかった。」としており、複数の同僚も、「申立期間当時、配達業務の従業員には試用期間があった。」と証言している。

さらに、雇用保険の加入記録では、申立人は、昭和 54 年 7 月 14 日に資格取得しているところ、配達業務の同僚 6 名のうち雇用保険の加入記録が確認できる 4 名について、雇用保険の資格取得日から厚生年金保険の資格取得日までの期間をみると、i) 同日に取得している者 1 名、ii) 2 か月後に取得している者 1 名、iii) 5 か月後に取得している者 1 名、iv) 14 か月後に取得している者 1 名となっていることから、事業主は、従業員について、必ずしも雇用保険の加入と同時に厚生年金保険に加入させていな

かったことがうかがえる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において申立期間を含む昭和 48 年 3 月 1 日から平成 4 年 1 月 16 日までに資格を取得した被保険者の記録を確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、同僚の証言から、申立人が株式会社 B に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、平成 3 年 9 月 30 日に解散（平成 4 年 5 月 29 日清算終了）しており、元代表取締役及び元役員の連絡先が不明であることから、当該事業所における申立人の厚生年金保険の加入状況等が確認できない。

また、同僚は、「元代表取締役は気に入った従業員や長期間勤務した従業員しか厚生年金保険に加入させていなかった。私も勤務して数年加入させてもらえず、元代表取締役に交渉して加入できた。申立人を知らないが、1 年ぐらいで退職していれば厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と述べていることから、当該事業主は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の申立期間に係る当該事業所における雇用保険の加入記録は見当たらない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 48 年 7 月 16 日から適用事業所ではなくなった 59 年 7 月 31 日までの期間に資格を取得した被保険者の記録を確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料は無く、ほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。